○北陸地方整備局告示第六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月六日　北陸地方整備局長　小俣　篤

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号及び三百五十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新潟県南魚沼郡湯沢町大字三国字東谷九九六番一四地内	前	七・三八～三六・七二メートル	○・○二三キロメートル
	後	七・三八～四八・九三メートル	○・○二三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○中部地方整備局告示第七十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月六日　中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十三号　鈴鹿市御薗町字拝原五二三五番から同市御薗町字郷堂二七九五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年九月六日

○北陸地方整備局告示第六十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月六日　北陸地方整備局長　小俣　篤

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号及び三百五十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新潟県南魚沼郡湯沢町大字三国字河内山国有林八三林班八小班地内	前	二八・七六～三五・四七メートル	○・○三三キロメートル
	後	二八・七六～六三・八四メートル	○・○三三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月六日　北陸地方整備局長　小俣　篤

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号及び三百五十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新潟県南魚沼郡湯沢町大字三国字土場山国有林八四林班ろ小班地内	前	四三・〇〇～四八・四四メートル	○・○二二キロメートル
	後	四三・〇〇～七七・五二メートル	○・○二二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月六日　北陸地方整備局長　小俣　篤

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号及び三百五十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新潟県南魚沼郡湯沢町大字三国字河内山国有林八三林班八小班地内	前	二八・七六～三五・四七メートル	○・○三三キロメートル
	後	二八・七六～六三・八四メートル	○・○三三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

人事異動

内閣

（甲府地方裁判所判事兼甲府家庭裁判所判事）判事　岡本　岳

簡易裁判所判事に兼ねて任命する（九月二日）

（東京高等裁判所判事）判事　小野　洋一

願に依り本官を免ずる（九月三日）

（警察庁警備局外事情報部外事課外事情報調整室長（兼）国際テロリズム対策課付（兼）不正輸出対策官）警視正　森下　元雄

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる

内閣官房拉致問題対策本部事務局参事官を命ずる（外務省経済局経済連携課長）

外務事務官　大河内昭博

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房ＴＰＰ等政府対策本部交渉官を命ずる（同）同　岩本　桂一

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房ＴＰＰ等政府対策本部交渉官を免ずる（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　宇田川佳宏

警察庁に出向させる

内閣官房拉致問題対策本部事務局参事官を免ずる（以上九月四日）

法務省

（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　白土梨英子

福岡地方検察庁検事に配置換する

法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する（那覇地方検察庁検事兼福岡高等検察庁那覇支部検事）検事　松村　香

辞職を承認する（以上八月三十一日）　飯笹佐代子　井上　一明　遠藤　賢治　立山　良司

難民審査参与員に任命する（各通）

（東京地方検察庁立川支部検事）検事　上原　幹男

辞職を承認する（以上九月一日）

公安調査庁

（公安調査庁調査第一部長）法務事務官　砂川　俊哉

警察庁に出向させる

（警察庁長官官房付）警視監　尾崎　徹

法務事務官（公安調査庁調査第一部長）に転任させる

（公安調査庁調査第二部公安調査管理官）法務事務官　片倉　秀樹

警察庁に出向させる

（警察庁長官官房総務課留置管理室長兼取調べ監督指導室長）警視正　平居　秀一

法務事務官（公安調査庁調査第二部公安調査管理官）に昇任させる（以上九月四日）

財務省

日本銀行参与に任命する　中西　宏明

願に依り国家公務員共済組合連合会理事長を免ずる　尾原　榮夫

国家公務員共済組合連合会理事長に任命する（以上九月一日）　松元　崇

文部科学省

稲葉　カヨ　神山　彰　加茂川幸夫

齋藤恵美子　塚原　康子　永田　恭介

中村　栄一　樋口　美雄　古瀬奈津子

松本　伸之

文化審議会委員（文化功労者選考分科会）に任命する（各通）（九月二日）

最高裁判所

福岡高等裁判所判事・福岡簡易裁判所判事　柴田　寿宏

那覇地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

兼ねて那覇家庭裁判所判事に補する

那覇簡易裁判所判事に補する

那覇地方裁判所判事兼那覇家庭裁判所判事・那覇簡易裁判所判事　潮海　二郎

福岡高等裁判所判事に補する

福岡簡易裁判所判事に補する

大阪地方裁判所判事補兼大阪家庭裁判所判事補・大阪簡易裁判所判事　井上結美子

鹿児島地方裁判所判事補に補する

兼ねて鹿児島家庭裁判所判事補に補する

鹿児島簡易裁判所判事に補する